

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のリワードプログラム利用規定)	変更後						
規定名称				SuMi TRUST CLUB リワードプログラム規定	三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定						
1	1	1	1	1.本規定で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのダイナースクラブカード/SuMi TRUST CLUB カード会員規約・個人情報の取り扱いに関する同意条項及び重要事項(以下「 <u>規約</u> 」といいます。 )の語句の定義と同様とします。	1.本規定で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのダイナースクラブカード/SuMi TRUST CLUB カード会員規約及びSuMi TRUST CLUB コーポレートカード会員規約(それらを総称して、以下「 <u>規約等</u> 」という)の語句の定義と同様とします。						
1	2	1	2	2.本規定に定めのない事項については、 <u>会員規約</u> を準用するものとします。	2.本規定に定めのない事項については、 <u>規約等</u> を準用するものとします。						
2	—	2	—	本規定は、当社が実施する、カード利用代金に応じてSuMi TRUST CLUBリワードポイント(以下「 <u>ポイント</u> 」といいます。 )を会員に付与する制度(以下「 <u>SuMi TRUST CLUB リワードプログラム</u> 」)について、適用条件等を定めるものです。なお、当社が発行している提携カードにおける独自のポイント制度等、本規定とは別に定めがある場合は、その定めによるものとします。	本規定は、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「 <u>当社</u> 」)という)が運営するダイナースクラブ リワードプログラム、及び SuMi TRUST CLUB リワードプログラム(以下「 <u>リワードプログラム</u> 」)という)で獲得したリワードポイント(以下「 <u>ポイント</u> 」)という)を利用してサービスについて、適用条件等を定めるものです。なお、ダイナースグローバルマイレージや当社が発行している提携カードにおける独自のポイント制度等本規定とは別に定めがある場合は、その定めによるものとします。						
3	—	3	—	第3条(ポイント対象カードとポイントの種類) <u>SuMi TRUST CLUB リワードプログラムの対象カードとポイントの種類は、本規定末尾に記載するとおりとします。</u>	第3条(対象会員) <u>リワードプログラムの対象となる会員は、本会員、基本会員、及びコーポレートカード会員(以下併せて「対象会員」という)とします。ただし、コーポレートカード会員への適用の可否は、法人との契約により当社が決定するものとし、適用とする場合は第7条の方法により、対象会員はポイントを確認できます。</u>						
4	1	4	1	1.当社は、ポイントが付与される会員及びカード使用者(以下「 <u>対象会員</u> 」)といひます。 )のカード利用代金について、当社が別に定める方法によりポイント換算の上、対象会員に付与します。なお、当社は、ポイントの換算率等の条件をいつでも変更できるものとします。	1.当社は、次の方法により、対象会員のカード利用代金をカード利用単位でポイントに換算します。 <カードのご利用分からポイントへの換算方法> <table border="1" data-bbox="965 1142 1500 1310"> <thead> <tr> <th>換算率</th> <th>端数扱い</th> <th>ポイント加算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カード利用代金(カード利用単位で)100円につき1ポイント</td> <td>100円未満の端数は切捨て</td> <td>加盟店等から受領したカード利用代金のデータ処理日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当社が指定する特定の加盟店については、カード利用代金200円につき1ポイントに換算する場合があります。 ※一部のカードについては、別の定めにより上記とは異なる換算率が適用されます。</p>	換算率	端数扱い	ポイント加算日	カード利用代金(カード利用単位で)100円につき1ポイント	100円未満の端数は切捨て	加盟店等から受領したカード利用代金のデータ処理日
換算率	端数扱い	ポイント加算日									
カード利用代金(カード利用単位で)100円につき1ポイント	100円未満の端数は切捨て	加盟店等から受領したカード利用代金のデータ処理日									
4	2	4	2	2.家族会員のカード利用代金分のポイントについては、 <u>本会員にポイントを付与します。</u>	2.家族会員または追加会員のカード利用代金分のポイントについては、 <u>本会員または基本会員へ加算します。</u>						
—	—	4	<u>3</u>	新規項番追加	3.ダイナースクラブカードの場合、付帯カードであるビジネス・アカウントカードでのカード利用代金分のポイントについては、当該ビジネス・アカウントカードにポイントを加算します。また、コーポレートカードについては、 <u>原則としてカード使用者ごとのカード利用代金をポイントに換算します。</u>						
4	<u>3</u>	4	<u>4</u>	3.本条第1項にかかわらず、以下の代金についてはポイント換算の対象から除外するものとします。	4.本条第1項、2項及び3項にかかわらず、以下の代金についてはポイント換算の対象から除外するものとします。						
4	<u>3(1)</u>	4	<u>4(1)</u>	(1)年会費(カード手数料等を含みます。 )及び年会費にかかわる調整金	(1)年会費(カード手数料等を含む)及び年会費にかかわる調整金						
4	<u>3(3)</u>	4	<u>4(3)</u>	(3)分割ローンの借入金額・返済金・利息・手数料	(3)金融サービスの借入金額・返済金・利息・手数料						
4	<u>3(4)</u>	4	—	(4)キャッシングサービス(海外キャッシング含む)及びカードローンの利用元金・利息・手数料	削除						
4	<u>3(5)</u>	4	<u>4(4)</u>	新規項番の追加に伴う項番変更							
4	<u>3(6)</u>	4	<u>4(5)</u>	新規項番の追加に伴う項番変更							

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のリワードプログラム利用規定)	変更後
4	<u>3(7)</u>	4	<u>4(6)</u>		新規項番の追加に伴う項番変更
4	<u>3(8)</u>	4	<u>4(7)</u>		新規項番の追加に伴う項番変更
4	<u>3(9)</u>	—	—	(9)その他調整金	削除
4	4	—	—	4.一回払いについては、利用額をもってポイントに換算するものとします。リボルビング払いについては、現金価格(利用額)をもってポイントに換算するものとします。分割払い、二回払い及びボーナス一括払いについては、当該支払分の請求時の金額をもってポイントに換算するものとします。なお、リボルビング払いの弁済金及び分割払手数料については前項の定めによるものとします。	削除
4	5	4	5	5.対象会員が購入を取り消した場合等、ポイントへの換算後にカード利用代金の増減が発生した場合には、これに応じてポイント数も増減するものとし、又、カード利用代金の割引、SuMi TRUST CLUBリワードプログラム、その他の会員向けサービス、キャンペーンに基づくキャッシュバックや、合理的理由によるカード利用金額の調整等により、ポイントへの換算前にカード利用代金の金額に増減が生じた場合、 <u>当社の定める方法により当該調整後のカード利用代金に対してポイントを付与する場合があります</u> を会員はあらかじめ承諾します。	5.対象会員が購入を取り消した場合等、ポイントへの換算後にカード利用代金の増減が発生した場合には、これに応じてポイント数も増減するものとし、又、カード利用代金の割引、リワードプログラム、その他の会員向けサービス、キャンペーンに基づくキャッシュバックや、合理的理由によるカード利用金額の調整等により、カード利用代金の金額に増減が生じた場合も同様とします。
4	6	4	6	6.対象会員が支払日にカード利用代金の支払いを怠った場合、当社は一旦付与された当該ポイントを取り消すことがあります。	6.対象会員が支払日にカード利用代金の支払いを怠った場合、当社は一旦加算された当該ポイントを取り消すことがあります。
5	1	5	1	1.前条の定めにかかわらず、当社はその営業施策により、会員に特別なポイント(以下「ボーナスポイント」といいます。)を付与することがあります。	1.前条の定めにかかわらず、当社はその営業施策により、会員に特別なポイント(以下「ボーナスポイント」という)を加算することがあります。
5	2	5	2	2.ボーナスポイントの対象となる会員、ポイント数、付与の条件等については、その都度当社が任意に定めるものとします。	2.ボーナスポイントの対象となる会員、ポイント数、ポイントの換算条件等については、その都度当社が任意に定めるものとします。
—	—	<u>6</u>	<u>1</u>	新規条番追加	<b>第6条(ポイントの合算)</b> 1.ダイナースクラブカードの場合、付帯カードであるビジネス・アカウントカードに加算されたポイントと本会員カードに加算されたポイントを合算することができるものとします。ただし、当社から複数枚のカード貸与を受けた場合、当社が貸与する複数枚のカード間でのポイント合算はできないものとします。
—	—	<u>6</u>	<u>2</u>	新規条番追加	2.コーポレートカードの場合、カード使用者のカードに加算されたポイントを代表者に集約される場合があります。
<u>6</u>	1	<u>7</u>	1	<b>第6条(ポイントの通知)</b> 1.当社は、対象会員の当月獲得したポイント、当月賞品と交換したポイント、使用可能ポイント(賞品と交換した後の残ポイントをいいます。)等を当社のホームページ上で表示する等当社が定める方法により対象会員に通知します。	<b>第7条(ポイントの確認)</b> 1.利用代金締切日現在で換算された当月ポイント、賞品と交換したポイント、使用可能ポイント(賞品と交換した場合は、その残ポイントをいう)は、当社より送付するご利用代金明細書、当社会員専用オンラインサービス「クラブ・オンライン」で確認できます。また、使用可能ポイントについては、電話による音声自動応答システムでも確認できます。
<u>6</u>	2	<u>7</u>	2	2.利用代金の締切日以降にポイント数の増減があった場合、次月以降のポイント数に反映するものとします。	2.ご利用代金明細書では、利用代金締切日以降にポイント数の増減があった場合、次月以降のポイント数に反映するものとします。

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のリワードプログラム利用規定)	変更後
<u>7</u>	—	<u>8</u>	—	第7条(ポイントの有効期限および繰り越し) ポイントの有効期限はないものとします。対象会員が退会となるまで、ポイントは繰り越されるものとします。ただし、対象会員がカード切り替えをした場合は、ポイントは繰り越されない場合があります。また、対象会員が退会または会員資格を取り消された場合は、ポイントの保有および交換の資格を消失するものとします。	第8条(ポイントの有効期限及び繰り越し) ポイントの有効期限はないものとします。対象会員が退会となるまで、ポイントは繰り越されるものとします。ただし、対象会員がカード切替をした場合は、ポイントは繰り越されない場合があります。また、対象会員が退会または会員資格を取り消された場合は、ポイントの保有および交換の資格を消失するものとします。
<u>8</u>	1	<u>9</u>	1	1.対象会員は、当社が定めた方法により、ポイントを当社が定めた賞品及びサービス(以下「賞品」といいます。)と交換することができます。なお、賞品により、別に交換可能なポイント数を定める場合があります。	1.対象会員は、当社が定めた方法により、ポイントを当社が定めた賞品及びサービス(以下「賞品」という)と交換することができます。なお、カード種別やキャンペーン等により、同一賞品の交換について異なる必要ポイント数を定める場合があります。
<u>8</u>	5	<u>9</u>	5	5.当社が対象会員に賞品を送付する場合、その送付先は日本国内の住所に限るものとします。	5.当社が対象会員に賞品を送付する場合、その送付先は原則として対象会員があらかじめ当社に届け出た日本国内の住所に限るものとします。
8	6	—	—	<u>6.酒類等の賞品との交換は、対象会員の年齢によりお断りする場合があります。</u>	削除
8	7	<u>6</u>	<u>3</u>	7.対象会員が当社から2枚以上のカードを会員自身の名義で貸与されている場合には、それぞれの獲得ポイントを合算することができるものとします。ただし、本規定末尾に記載するポイントの種類が相違する場合には合算できないものとします。	3.SuMi TRUST CLUB カードの場合、対象会員が当社から複数枚のカード貸与を受けた場合、SuMi TRUST CLUBカード間でのポイントを合算することができるものとします。
8	8	—	—	<u>8.キャッシュバックを賞品として交換する際には、原則として請求金額と差し引きして清算するものとします。ポイントを交換するタイミングによって、キャッシュバックする金額が請求金額を超える場合には、翌月以降の請求金額が発生した月になることがあるものとします。</u>	削除
<u>10</u>	1	<u>11</u>	1	第10条(ポイントデータ提供・利用) 1.対象会員は、賞品の提供を行う当社の加盟店等の提携先(以下「賞品提携先」といいます。)が提供するポイント交換システム又は利用券等(以下「ポイントシステム等」といいます。)も賞品として選ぶことができるものとします。	第11条(ポイントデータの提供及び利用) 1.対象会員は、賞品の提供を行う当社の加盟店等の提携先(以下「賞品提携先」という)が提供するポイント交換システム又は利用券等(以下「ポイントシステム等」という)を賞品として選ぶことができるものとします。
<u>10</u>	2	<u>11</u>	2	2.当社が賞品提携先のポイントシステム等を利用し、対象会員に対して賞品を提供することがあることに、対象会員は同意するものとします。	2.対象会員は、賞品提携先が前項のポイントシステム等を利用し、賞品を提供することがあることに同意するものとします。
—	—	<u>11</u>	<u>3</u>	新規項番追加	3.対象会員は、当社及び賞品提携先が対象会員の氏名、カード番号、賞品提供先のカード番号等、交換するポイント数等の情報を、必要な保護措置を講じた上で、ポイントの賞品交換に関わるデータ処理のために利用することに同意するものとします。
<u>10</u>	<u>3</u>	<u>11</u>	<u>4</u>	3.ポイントシステム等を利用するにあたり、別に定めがある場合には、対象会員はそれに従うものとします。	4.賞品提携先のポイントシステム等を利用するにあたり、当社または賞品提携先で別に定めがある場合、対象会員はそれに従うものとします。
<u>11</u>	—	<u>12</u>	—	対象会員は、理由の如何を問わず自己に付与されたポイント、ポイント交換権又はポイント交換による賞品の引渡し請求権を第三者に貸与、譲渡、担保提供及び相続できないものとします。	対象会員は、理由の如何を問わず自己に加算されたポイント、ポイント交換権又はポイント交換による賞品の引渡し請求権を第三者に貸与、譲渡、担保提供及び相続できないものとします。
<u>12</u>	1	<u>13</u>	1	1.以下の各号の一つに該当する場合、対象会員は自己に付与されたポイント及び賞品との交換権利を喪失するものとします。	1.以下の各号の一つに該当する場合、対象会員は自己に加算されたポイント及び賞品との交換権利を喪失するものとします。
<u>12</u>	1(3)	<u>13</u>	1(3)	(3)会員が本規約に違反した場合	(3)会員が本規定に違反した場合
<u>12</u>	1(4)	<u>13</u>	1(4)	(4)会員がSuMi TRUST CLUB リワードプログラムを不当に利用した場合	(4)会員がリワードプログラムを不当に利用した場合

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のリワードプログラム利用規定)	変更後
<u>12</u>	2	<u>13</u>	2	2.前項にかかわらず、家族会員が退会した場合等、対象会員が前項各号に該当しない限り、対象会員に付与されたポイントは存続するものとします。	2.前項にかかわらず、家族会員が退会した場合等、対象会員が前項各号に該当しない限り、対象会員に <b>加算</b> されたポイントは存続するものとします。
—	—	<u>13</u>	3	新項番追加	<b>3.ビジネス・アカウントカードを退会した場合、対象会員は当該ビジネス・アカウントカードに加算されたポイント及び賞品との交換権利を喪失するものとします。</b>
<u>13</u>	2	<u>14</u>	2	2.前項にかかわらず、賞品到着後1ヶ月以内に当該賞品において瑕疵が発見され、このことを対象会員が当社に申し出た場合、当社は同じ内容の賞品又は同じ交換ポイント数の他の賞品との交換に応じるものとします。ただし、当社の事情により対象会員が指定した賞品を提供できない場合、対象会員は当社が提供可能な他の賞品を指定するか、賞品との交換を撤回することをあらかじめ承諾するものとします。 <b>賞品提携先のポイントシステム等を利用した賞品または物品もしくは役務に瑕疵が発見された場合、対象会員は、当該ポイントシステム等に定めるところに従い、賞品提携先に請求するものとします。</b>	2.前項にかかわらず、賞品到着後1ヶ月以内に当該賞品において瑕疵が発見され、このことを対象会員が当社に申し出た場合、当社は同じ内容の賞品又は同じ交換ポイント数の他の賞品との交換に応じるものとします。ただし、当社の事情により対象会員が指定した賞品を提供できない場合、対象会員は当社が提供可能な他の賞品を指定するか、賞品との交換を撤回することをあらかじめ承諾するものとします。
—	—	<u>14</u>	3	新項番追加	<b>3.賞品等に関する保証は、特に明示していない限り、付属されている製品保証書の記載内容に準拠するものとします。また、当社は、賞品の破損、盗難、紛失等、その品質、性能、他の商品との適合性その他いかなる保証も行いません。</b>
—	—	<u>14</u>	4	新項番追加	<b>4.当社が第9条第5項に基づき賞品を発送したにもかかわらず、会員から転居等の届出がなかったことにより賞品の受取がされなかった場合、当社は賞品を発送した日から一定期間保管の後、これを処分することができるものとします。この場合、当該交換に使用されたポイントは対象会員へ返還されない場合があります。</b>
—	—	<u>14</u>	5	新項番追加	<b>5.前項にかかわらず、賞味期限や消費期限のある食品、公演日等の期日が指定された鑑賞券、その他期限または期日のある賞品について、当社が賞品を発送したにもかかわらず、当該期限または期日までに受取がなされなかった場合、当社は、当該期限または期日の翌日以降にこれを処分することができるものとします。この場合、当該交換に使用されたポイントは対象会員へ返還されません。</b>
14	<u>1</u>	14	<u>6</u>	1.対象会員が提供された賞品を使用するに際して生じた事故、賞品の破損、盗難、紛失等、または賞品提携先による賞品利用の拒絶等については、 <b>対象会員と当該賞品提携先との間で解決するものとし、当社はこれについていかなる責任も一切負わないものとします。</b>	6.賞品提携先のポイントシステム等を利用した賞品、物品もしくは役務に瑕疵が発見された場合、対象会員は、 <b>当該賞品提携先との間で解決するものとし、当社はこれについていかなる責任も負わないものとします。</b>
14	<u>2</u>	14	<u>7</u>	2.ポイントシステム等、賞品提携先から受けた物品又は役務に関する事故または物品の破損、盗難、紛失等についても前項と同様とします。	<b>7.理由の如何にかかわらず、対象会員は、賞品提携先が提供するポイントシステムへ当社ポイントを移行した場合、当社のリワードプログラムにポイントを戻すことはできません。</b>
14	<u>3</u>	—	—	<b>3.賞品提供先が製作しているパンフレット・広告宣伝物等の情報に対して、当社は何ら責任を負わないものとします。</b>	削除
—	—	<u>16</u>	—	新条番追加	第16条(賞品提供の中止) <b>提供賞品が製造中止になった等、当社はその運営上の事情により、いつでも賞品の提供を中止することができるものとします。</b>

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のリワードプログラム利用規定)	変更後				
<u>16</u>	<u>1</u>	<u>17</u>	—	第 <u>16</u> 条(SuMi TRUST CLUB リワードプログラムの中止) 1.当社はその運営上の事情により、いつでもSuMi TRUST CLUBリワードプログラムを中止することができるものとします。この場合当社はホームページに掲載する等の方法により、あらかじめ会員にその旨を告知します。	第 <u>17</u> 条(リワードプログラムの改定及び中止) 当社はその運営上の事情により、いつでもリワードプログラムを改定または中止することができるものとします。この場合当社はウェブサイトに掲載する等の方法により、あらかじめ会員にその旨を告知します。				
<u>16</u>	<u>2</u>			2.前項の場合、当社が前項の方法により会員に告知をした日から3ヶ月間ポイントを賞品に交換することができるものとします。なお、ポイント交換可能期限の3ヶ月が終了した時点で会員のポイントは消滅するものとします。					
<u>17</u>	—	<u>18</u>	—	SuMi TRUST CLUB リワードプログラムに関する参加資格、ポイントの有効性、有効なポイント数、又は賞品提携先へのポイント移行に関する疑義、その他ポイントプログラムの運営に関して生ずる疑義は、当社の裁量により決定するものとします。	リワードプログラムに関する参加資格、ポイントの有効性、有効なポイント数、又は賞品提携先へのポイント移行に関する疑義、その他ポイントプログラムの運営に関して生ずる疑義は、当社の裁量により決定するものとします。				
<u>18</u>	—	<u>19</u>	—	当社は、その運営上の事情により本規定を改定することがあります。この場合当社はホームページに掲載する等の方法により、会員に改定された内容を告知します。	当社は、その運営上の事情により本規定を改定することがあります。この場合当社はウェブサイトに掲載する等の方法により、会員に改定された内容を告知します。				
ポイント付与対象外カードの別表				<p>【ポイント付与対象外カード】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カード名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デルタ スカイマイル SuMi TRUST CLUB/SMBC 信託銀行 ゴールドVISAカード</td> </tr> <tr> <td>デルタ スカイマイル SuMi TRUST CLUB/SMBC 信託銀行 プラチナVISAカード</td> </tr> <tr> <td>SuMi TRUST CLUB キャッシュバックカード</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ポイント換算にあたり、ショッピングご利用分は100円未満の端数を切り捨てとします。なお、SMBC信託銀行ドルカードのショッピングご利用分は、1米ドル未満の端数を切り捨てとします。  ※海外でのカード利用代金は、利用金額(現地通貨)を規約に基づき日本円に換算した後の利用金額をもとにポイント換算します。(海外でのキャッシングサービスは、ポイント対象外です。)  ※上記のポイント対象カードにおいて、カード特約あるいは提携先との契約などにより別の定めがある場合には、そちらが優先されます。</p>	カード名称	デルタ スカイマイル SuMi TRUST CLUB/SMBC 信託銀行 ゴールドVISAカード	デルタ スカイマイル SuMi TRUST CLUB/SMBC 信託銀行 プラチナVISAカード	SuMi TRUST CLUB キャッシュバックカード	削除
カード名称									
デルタ スカイマイル SuMi TRUST CLUB/SMBC 信託銀行 ゴールドVISAカード									
デルタ スカイマイル SuMi TRUST CLUB/SMBC 信託銀行 プラチナVISAカード									
SuMi TRUST CLUB キャッシュバックカード									